

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月30日

【会社名】 株式会社リミックスポイント

【英訳名】 Remixpoint, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 田 真 吾

【本店の所在の場所】 東京都目黒区東山1丁目5番4号

【電話番号】 03(6303)0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 北 澤 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区東山1丁目5番4号

【電話番号】 03(6303)0280

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 北 澤 剛

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】

その他の者に対する割当	3,385,800円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	424,585,800円

(注)1．本募集は、平成27年7月30日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。

(注)2．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合および新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,800個（新株予約権 1 個につき500株） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	3,385,800円
発行価格	本新株予約権 1 個につき1,881円（新株予約権の目的である株式 1 株当たり3.762円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成27年 8 月25日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社リミックスポイント 経営管理部 東京都目黒区東山 1 丁目 5 番 4 号
払込期日	平成27年 8 月26日
割当日	平成27年 8 月26日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店

- （注）1．本新株予約権については、平成27年 7 月30日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2．申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
3．本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役、従業員、および業務委託者に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	1 名	800個
当社従業員	28名	968個
当社業務委託者	4 名	32個
合計	33名	1,800個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社リミックスポイント 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	900,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式500株とする(平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施する予定であり、本付与株式数は当該株式分割後の普通株式数を記載している。) ただし、付与株式数は下記(注)1の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金468円とする(平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施する予定であり、本行使価額は当該株式分割後に適用される行使価額を記載している。) ただし、行使価額は下記(注)2の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格の総額	424,585,800円 ただし、下記(注)2の定めにより行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加または減少する。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合および当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価格の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 上記「新株予約権の行使時の払込金額」に記載の払込金額(行使価額)とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日から平成32年6月30日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社リミックスポイント 経営管理部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店

新株予約権の行使条件	<p>1. 本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき平成28年6月に提出する平成28年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の損益計算書において、営業利益の額(以下「目標指標」という。)が、416百万円(以下「目標営業利益」という。)を超える場合に限り、本新株予約権を行使することができる。この他、会計方針の変更等の事情により、目標指標または目標金額の変更が必要な場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができる。</p> <p>2. 本新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員、または業務委託者その他これに準ずる地位である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役の任期満了による退任、当社従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社取締役、従業員または当社業務委託者の地位を喪失した場合は、この限りでない。</p> <p>3. 本新株予約権者は、以下のア乃至キに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。</p> <p>ア 本新株予約権者が当社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合</p> <p>イ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合</p> <p>ウ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合</p> <p>エ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合</p> <p>オ 本新株予約権者が当社の業務委託者である場合において、業務委託契約の不履行を行った場合</p> <p>カ 禁錮以上の刑に処せられた場合</p> <p>キ 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合</p>
自己新株予約権の取得の事由および取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を1個当たり1,881円の価額で取得することができる</p> <p>2. 本新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり1,881円の価額で取得することができる。</p> <p>3. 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を1個当たり1,881円の価額で取得することができる。</p> <p>4. 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を1個当たり1,881円の価額で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得条項 上記「新株予約権を取得することができる事由および取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>組織再編行為の際の新株予約権の取扱い 本「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に準じて決定する 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--------------------------	---

(注) 1. 付与株式数の調整

当社が、平成27年8月2日以降に当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 行使価額の調整

当社が、平成27年8月2日以降に当社普通株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割（または合併）の比率}}$$

また、当社が合併等を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができますものとします。

3. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

4. 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
424,585,800	4,000,000	420,585,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額ならびに発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の取締役、従業員、および業務委託者による当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額および時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

1. 当社取締役

a. 割当予定先の概要

氏名	当社取締役1名（注）
住所	（注）
職業の内容	当社取締役

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社取締役1名は、当社普通株式を保有しておりません。
人事関係	当社の取締役です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

2. 当社従業員

a. 割当予定先の概要

氏名	当社従業員28名（注）
住所	（注）
職業の内容	当社従業員

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社従業員は28名は、当社普通株式を保有しておりません。
人事関係	当社の従業員です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

3. 当社業務委託者

a. 割当予定先の概要

氏名	当社業務委託者4名（注）
住所	（注）
職業の内容	当社業務の受託

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社業務委託者4名は、当社普通株式を保有しておりません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	当社業務委託者4名は、当社と業務委託契約の取引関係があります。

- (注) 1. 本新株予約権は、当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、当社の結束力を高め当社取締役、従業員および業務委託者の貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名・住所の記載は、省略させていただいております。
2. 当社業務委託者4名は、いずれも、当社の業務に継続的に従事しており、当社に関する業務において重要な機能を担っているため、当社の使用人と実質的に同等の地位にあると考えております。従いまして、それらの者に対して本新株予約権を付与することにより、それらの者の当社の業務に対するコミットメントがさらに強まることとなれば、当社の業績拡大及び企業価値の増大に寄与することが期待されることから、割当対象者に含めております。

c. 割当予定先の選定理由

本新株予約権の募集は、当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、当社の結束力を高め当社取締役、従業員および業務委託者の貢献意欲や士気を一層高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであります。そのような中、当社の取締役、従業員および業務委託者にも新株予約権を付与することにより、当社の業績拡大および企業価値の増大に寄与すると考え選定しました。

d. 割当てようとする株式の数

- | | |
|--------------|----------|
| 1. 当社取締役1名 | 400,000株 |
| 2. 当社従業員28名 | 484,000株 |
| 3. 当社業務委託者4名 | 16,000株 |

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において継続保有の取り決めはございません。

f. 払込み要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込みおよび本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭等により確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然の事ではありますが、当社取締役、当社従業員および当社業務委託者は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、割当予定先に対し、反社会勢力との一切の取引等の関りの有無について聞き取り調査を行っており、当社は割当予定先が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権と引換えに払込む金銭は、本新株予約権1個あたり金1,881円とします。

なお、当該金額は、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表取締役:黒崎知岳、所在地:東京都港区元赤坂1丁目1番8号赤坂コミュニティビル4F)が、当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返し発生させることにより業績による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの範囲内で決定したものです。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算出した評価額レンジの範囲内で決定した本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額に該当しないと判断しています。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成27年7月29日の東京証券取引所における普通取引の終値468円としました(平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施する予定であり、本行使価額は当該株式分割後に適用される行使価額を記載している)。

なお、当該判断に当たっては、当社監査等委員会が、払込金額が特に有利な金額に該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は180,000株(平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施する予定であり、本付与株式数は当該株式分割前の普通株式数を記載している)であり、平成27年6月30日現在の当社発行済株式総数7,554,100株に対し2.38%(平成27年6月30日現在の当社議決権個数75,421個に対しては2.39%)の割合による希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役、従業員、および業務委託者の貢献意欲及び士気をより一層向上させることを目的としており、これにより当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議 決数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数 に対する 所有議決権数の 割合 (%)
SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED (常任代理人 株式会社Blaze-9)	UNIT 1602,16/F.,MALAYSIA BULDING,50 GLOUCESTER ROAD,WANCHAI,HONG KONG (東京都港区三田2丁目14番7号)	7,655,000	20.27%	7,655,000	19.80%
DYMAGIN GLOBAL LIMITED (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	Suite 2408,24/F.,Lippo Center,TOWER2,89 Queensway,HONG KONG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	4,952,500	13.11%	4,952,500	12.81%
日本新電力株式会社	東京都中央区佃1丁目11番8号	2,250,000	5.96%	2,250,000	5.82%
LICHENG(H.K.) TECHNOLOGY HOLDINGS LIMITED (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	22/F.,LI PO CHUN CHAMBERS,189 DES VOEUX ROAD CENTRAL,HONG KONG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	2,250,000	5.96%	2,250,000	5.82%
ロジテックインベストメント株式会社	東京都中央区佃1丁目11番8号	2,250,000	5.96%	2,250,000	5.82%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	1,405,500	3.73%	1,405,500	3.63%
株式会社MAYA INVESTMENT	東京都港区三田2丁目20番3号	1,115,000	2.95%	1,115,000	2.88%
吉川登	奈良県生駒市	1,050,000	2.78%	1,050,000	2.72%
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702 (常任代理人 みずほ銀行決済営業部)	22/F.,LI PO CHUN CHAMBERS,189 DES VOEUX ROAD CENTRAL,HONG KONG (東京都中央区月島4丁目16番13号)	996,500	2.64%	996,500	2.58%
横山秀紀	神奈川県横浜市緑区	803,500	2.13%	803,500	2.08%
計		24,728,000	65.74%	24,728,000	63.95%

- (注) 1. 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年6月30日現在の総議決権数に、割当予定先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数180,000株を加えて算定しております(平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施する予定であり、本付与株式数は当該株式分割前の普通株式数を記載しております。)
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期）（以下「有価証券報告書」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年7月30日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年7月30日）現在においてもその変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もございません。

2．臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日（平成27年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成27年7月30日）までの間に、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月29日提出の臨時報告書）

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 3円 総額 22,596,300円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

第2号議案 定款の一部変更の件

事業の目的の変更及び発行可能株式総数の変更を行うほか、監査等委員会設置会社移行及び責任限定契約の対象を拡大するため所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

國重惇史、高田真吾、小田玄紀、高野民治を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

市橋保男、花岡裕之、安田博延、江田健二を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額300百万円以内（内、社外取締役分は、100百万円以内）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額200百万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰金処分の件	43,858	14	0	(注) 1	可決 99.51
第2号議案 定款の一部変更の件	43,845	27	0	(注) 2	可決 99.48
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)4名選任 の件					
國重 惇史	43,835	37	0	(注) 3	可決 99.46
高田 真吾	43,825	47	0		可決 99.43
小田 玄紀	43,835	37	0		可決 99.46
高野 民治	43,835	37	0		可決 99.46
第4号議案 監査等委員である取締役4 名選任の件					
市橋 保男	43,805	67	0	(注) 3	可決 99.39
花岡 裕之	43,795	77	0		可決 99.37
安田 博延	43,835	37	0		可決 99.46
江田 健二	43,835	37	0		可決 99.46
第5号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬等 の額決定の件	43,794	78	0	(注) 1	可決 99.36
第6号議案 監査等委員である取締役の 報酬等の額決定の件	43,794	78	0	(注) 1	可決 99.36

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3. 最近の業績の概要について

第13期(平成28年3月期)第1四半期累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)の業務の概要
第13期(平成28年3月期)第1四半期累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了していません。

売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うとかえって株主及び投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため記載していません。

売上高(百万円)	3,130
----------	-------

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

株式会社リミックスポイント

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 大丸

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石渡 裕一朗

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リミックスポイントの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リミックスポイントの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リミックスポイントの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社リミックスポイントが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。